

○定款附属書信用漁業協同組合連合会役員選挙規程例

〔最終改正・令和二年十一月三十日2水漁第1011号〕

- 2 会人とともにこれに署名又は記名押印しなければならない。
投票の効力は、選挙立会人が決める。可否同数のときは、選挙管理者が決める。

(選挙期日)

- 第一条 役員の任期の満了による選挙は、当該役員の任期が満了する日の六十日前の日以後にこれを行う。
第二条 第十九条の規定による再選挙又は第二十一条の規定による補欠選挙は、これを行うべき事由の生じた日から三十日以内にこれを行う。

(選挙の通知及び公告)

- 第二条 選挙期日は、その期日から十四日前までに、選挙管理者の氏名、投票開始の時刻並びに選挙される理事、員外監事（水産業協同組合法（以下「法」という。）第九十二条第三項において準用する法第三十四条第十三項に規定する監事をいう。以下同じ。）及び員外監事以外の監事（以下「理事等」をいう。）の数を書面をもつて正会員に通知し、かつ、公告しなければならない。（備考）この規程に基づいてする公告について、定款に規定する方法と異なる方法によりする連合会にあっては、本条中「公告」を「公報（この規程に基づいてする公報は、この組合の掲示場に掲示してするものとする。以下同じ。）」とするなど適宜記載すること。

(選挙管理等)

- 第三条 会長は、選挙ごとに理事会の決議により本人の承諾を得て正会員の中から選挙管理者一人及び選挙立会人四人を選任するものとする。

- （役員候補者の選挙管理者等への就任禁止）
第四条 役員の候補者は、選挙管理者及び選挙立会人となることができない。

(選挙管理者の職務)

- 第五条 選挙管理者は、選挙に関する事務を統轄し、投票終了後遅滞なく、選挙立会人の立会いの上、投票箱を開いて投票を点検し、各人の得票数を計算し、選挙録を作つて選挙に関する次第を記載し、選挙立

(選挙録等の保存)

- 第六条 選挙録は、投票用紙と併せて、その選挙に係る役員の在任期間中、この連合会において保存するものとする。

(候補者)

- 第七条 正会員（正会員の正会員を含む。以下この条において同じ。）の役員又は正会員の正組合員（法人にあっては、その役員）（以下「正会員等」という。）でなければ自ら理事若しくは監事（員外監事を除く。）の候補者となり、又は理事若しくは監事の候補者を推薦することができない。
2 自ら理事又は監事の候補者となろうとする者は、選挙期日の公告があつた日から選挙期日の七日前までの間に、その旨を書面をもつて選挙管理者に届け出なければならない。
3 理事又は監事の候補者を推薦しようとする者は、本人の承諾書を添え、前項の期間内に、その旨を書面をもつて選挙管理者に届け出なければならない。
4 同一の者が同時に理事の候補者及び監事の候補者となることができない。
5 選挙管理者は、理事等の候補者となつた者（以下「候補者」という。）の住所、氏名及び理事等の別並びに理事については正会員等又はその他の別及び立候補又は被推薦の別を第二項又は第三項の届出があつたときから選挙期日の前日まで公告し、かつ、選挙の当日投票所に掲示するものとする。
6 役員の候補者が候補を辞退した場合には、候補者又は候補者を推薦した者は、直ちにその旨を書面をもつて選挙管理者に届け出なければならない。
7 前項の届出があつた場合は、選挙管理者は、直ちにその旨を公告するものとする。

(定足数)

- 第八条 選挙は、正会員の二分の一以上出席しなければこれを行うこと

ができない。

- 2 第十条の規定により、代理人をもつて選挙権を行う者は、これを出席者とみなす。

(投票)

- 第九条 正会員は、選挙の当日会員名簿の記載等によりその資格を明らかにした上、投票用紙の交付を受けるものとする。

- 2 正会員は、前項の投票用紙に被選挙人の氏名を自書して、これを投票箱に入れなければならない。

- 3 投票用紙に記載する選挙される理事等の数は一人とする。

- 4 投票用紙には、理事と監事とを区分して、これを記載する。

- 5 第二条の規定により公告した投票開始の時刻に総会に出席していな

- い正会員は、投票することができない。

- 6 正会員は、役員の候補者以外の者に投票することができる。

(備考)

- ① 投票につき連記制を採る連合会にあっては、第三項を次のよう

- に記載すること。

- 3 投票用紙に記載する選挙される理事等の数は、その選挙にお

- いてそれぞれ選挙される理事等の数の二分の一の数とし、端数は切り捨てるものとする。ただし、選挙される理事等の数が一

- 人のときは一人とする。

- ② 無投票当選制を採る連合会にあっては、第二項中「被選挙人」

を「候補者」に改め、第六項を削ること。

(代理による選挙権の行使)

- 第十一条 正会員の代表者が選挙の当日自ら選挙を行ふ総会に出席することができない場合には、代理人をもつて選挙権を行使することができ

- る。

- 2 代理人が代理しうる正会員の数は、四会員までとする。

(代理人による投票)

- 第十二条 正会員が代理人をもつて選挙権を行おうとするときは、その正会員の使用人又は他の正会員を代理人として、代理権を証する書面を持参せしめなければならない。

- 2 代理人は、選挙の当日代理権を証する書面を提示してその資格を明

らかにしなければ投票用紙の交付を受けることができない。

- 3 第九条第二項から第六項までの規定は、正会員が代理人をもつて選挙権を行う場合に準用する。

- (備考) 無投票当選制を採る連合会にあっては、第三項中「第六項」を「第五項」に改めること。

(投票の拒否)

- 十二条 投票の拒否は、選挙立会人が決める。可否同数のときは、選挙管理者が決める。

(無効投票)

- 十三条 次に掲げる投票は、無効投票とする。

- 一 所定の用紙を用いないもの

- 二 被選挙人の氏名のほか他事を記載したもの（職業、社会的地位、住所又は敬称の類を記載したもの）

- 三 被選挙人の何人であるか確認し難い氏名を記載したもの

- 四 定款第二十七条の二各号の一に該当する者の氏名を記載したもの

- 五 被選挙人の氏名を自書しないもの

- 六 第十九条の規定による再選挙又は第二十一条の規定による補欠選

- 挙の場合にあっては、それぞれ既に当選人となつてゐる者の氏名又

- は現に役員である者の氏名を記載したもの

- 七 一票中に二人以上の被選挙人の氏名を記載したもの

(備考)

- ① 投票につき連記制を採る連合会にあっては、本条を次のよう

- に記載すること。

- 第十三条 次に掲げる投票は、無効投票とする。

- 一 所定の用紙を用いないもの

- 二 被選挙人の氏名のほか他事を記載したもの（職業、社会的

- 地位、住所又は敬称の類を記載したもの）

- 三 被選挙人の氏名を自書しないもの

- 四 一票中に第九条第三項の規定による投票用紙に記載すべき

- 被選挙人の数を超える数の氏名を記載したもの

- 2 次に掲げる記載は、無効得票とする。ただし、前項により無

- 効投票とされる場合を除く。

- 一 被選挙人の何人であるか確認し難い氏名

二 定款第二十七条の二各号の一に該当する者の氏名

三 第十九条の規定による再選挙又は第二十一条の規定による

補欠選挙の場合にあつては、それぞれ既に当選人となつてい

る者の氏名又は現に役員である者の氏名

② 無投票当選制を採る連合会にあつては、

ア 単記制の場合は、第二号、第三号、第五号及び第七号中「被

選挙人」を「候補者」に改めること。

イ 連記制の場合は第一項第二号、第三号及び第四号中「被選

挙人」を「候補者」に改め、第二項第一号中「被選挙人」を「

候補者」に改めること。

(当選人)

第十四条 有効得票の多数を得た者をもつて当選人とする。ただし、選挙すべき理事又は監事の数でそれぞれ有効得票の総数を除して得た数の六分の一以上の得票数がなければならない。

2 当選人を定めるに当たり、得票数が同数のものについては、選挙管理者が抽選の上当選人を定める。

3 理事と監事の選挙が同時に行われた場合において、候補者が理事と監事の双方に当選の資格を得たときは、その者が候補者である方に当選したものとみなす。

(備考) 無投票当選制を採る連合会にあつては、第三項を削り、本条の次に次の二条を加えること。

(無投票による当選)

第十四条の二 候補者がその選挙において選挙する理事若しくは監事の数を超えないとき又は超えなくなつたときは、投票は行わない。

2 前項の規定により、投票を行わないこととなつたときは、選

3 第一項の場合においては、当該候補者を当選人とする。

(当選の通知等)

第十五条 当選人が定まつたときは、選挙管理者は、直ちに当選人に当選の旨を通知し、同時に当選人の住所、氏名、理事等の別、理事については正会員等又はその他の別を公告しなければならない。前項の通知を発した日から五日以内に当選を辞する旨の届出がない

ときは、当選人は、その当選を承諾したものとみなす。

(当選人の繰上げ補充)

第十六条 当選人が前条第二項の期間満了の日までに当選人を辞し、又は当選の承認を行うまでに定款第二十七条の二各号の一に該当することとなり若しくは死亡したときは、選挙管理者は、直ちに第十四条の

例によつて当選人を定めなければならない。

2 前項の規定により当選人が定まつた場合には、前条の規定を準用する。

(就任)

第十七条 選挙管理者は、第十五条第二項（前条第二項、次条第二項及び第二十条第二項において準用する場合を含む。）の期間満了の日又は当選人の全員が当選の承諾を行つた日において、当選人の住所、氏名、理事等の別、理事については正会員等又はその他の別を公告しなければならない。

2 当選人は、前項の公告があつたときに役員に就任するものとする。前項の規定にかかわらず、役員の任期満了に伴う選挙の当選人は、第一項の公告のときが現任役員の任期満了前であるときは、その任期満了の時に役員に就任するものとする。

(当選の取消し)

第十八条 選挙後九十日以内に法第百二十五条の規定による当選の取消しがあつたときは、選挙管理者は、直ちに第十四条の例により、当選人を定めなければならない。

2 前項の規定により当選人が定まつた場合には、第十五条から前条ままでの規定を準用する。

(再選挙)

第十九条 第十四条から第十六条までの規定による当選人がない場合、選挙すべき役員の数に足る当選人を得ることができない場合又は法第一百二十五条の規定による選挙若しくは当選の取消しの結果前条の規定により当選人を定めることができない場合は、その不足の員数につき再選挙を行わなければならない。

(役員が欠けた場合の繰上げ補充)

- 第二十条 選挙後九十日以内に役員中欠員が生じた場合において、第十四条第一項の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかつた者がいるときは、選挙管理者は、第十四条の例によつて、その者のうちから当選人を定めなければならない。
2 前項の規定により当選人が定まつた場合には、第十五条から第十七条までの規定を準用する。

(補欠選挙)

第二十一条 役員の全部又は一部が欠けた場合は、前条の規定により当選人を定めることができるときを除き、その不足の員数につき、補欠選挙を行わなければならない。ただし、欠員数が理事の定数の三分の一未満であるときは監事の定数の三分の二未満であるとき（員外監事の全部が欠ける場合を除く。）又は役員に欠員を生じた時が役員の任期満了前三月以内であるとき（員外監事の全部が欠ける場合を除く。）は、次の総会まで補欠選挙を行わないことができる。

(備考) 経営管理委員を置く連合会においては、本規程中「理事」を「経営管理委員」に、「理事等」を「経営管理委員等」に、「会長」を「経営管理委員会会长」に、「理事会」を「経営管理委員会」に改めるとともに、第一条第一項中「役員の任期」を「役員（理事）を除く。以下同じ。」の「任期」に改めること。